

令和5年専決処分第3号

令和4年度銚子市一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度銚子市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

銚子市長 越川 信一

別 紙

令和4年度銚子市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度銚子市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	15,660

専決処分理由

令和4年度銚子市一般会計補正予算（第9号）については、新型コロナウイルスワクチン接種事業を年度をまたいで実施する必要があり、当該事業の予算を翌年度へ繰り越す措置が必要となったもので、この予算措置については、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経なければならないのでありますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。